

総合教育会議について

1. 総合教育会議の招集は町長が行う。 【法第1条の4第3項】
2. 教育委員会は、総合教育会議の招集を町長に求めることができる。【法第1条の4第4項】
3. 必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者から意見を聴くことができる。
【法第1条の4第5項】
4. 総合教育会議は、公開とするが、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる 【法第1条の4第6項】
5. 総合教育会議の終了後、議事録及び資料の公表を行うよう努めなければならない。
【法第1条の4第7項】
6. 調整が行われた事項については、その調整結果を尊重しなければならない。
【法第1条の4第8項】
7. 協議・調整する事項
 - (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び変更等に関する協議
【法第1条の4第1項】
 - (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策 【法第1条の4第1項第1号】
 - ①学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策
【通知第四-2-(3)-①】
 - ②予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する町長と教育委員会が調整することが必要な事項 通知第四-2-(3)-①】
 - ③幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育、保育の在り方やその連携
【通知第四-2-(3)-①】
 - ④青少年健全育成と生徒指導の連携 【通知第四-2-(3)-①】
 - ⑤居所不明の児童生徒への対応 【通知第四-2-(3)-①】
 - ⑥福祉部局と連携した総合的な放課後対策 【通知第四-2-(3)-①】
 - ⑦子育て支援のような連携が必要な事項 【通知第四-2-(3)-①】
 - (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置 【法第1条の4第1項第2号】
 - ①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合 【通知第四-2-(3)-②】
 - ②通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
【通知第四-2-(3)-②】
 - ③児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態の場合
【通知第四-2-(3)-③】
 - ④災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合 【通知第四-2-(3)-③】

- ⑤災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合 【通知第四－２－（３）－③】
 - ⑥犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合 【通知第四－２－（３）－③】
 - ⑦いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２８条の重大事態の場合 【通知第四－２－（３）－③】
- (4) (2)及び(3)に関する事項の町長及び教育委員会の構成員の事務の調整
【法第１条の４第１項】
- ①予算の編成及び執行に関すること 【通知第四－２－（２）－①】
 - ②条例提案に関すること 【通知第四－２－（２）－①】
 - ③大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成に関すること 【通知第四－２－（２）－①】

8. 総合教育会議の注意事項

- (1) 総合教育会議は、町長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではないこと。
【通知第四－２－（２）－②】
- (2) 教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題としない。 【通知第四－２－（２）－③】
- (3) 教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、予算等の町長の権限に関わらない事項であり、調整の対象にはならないものの、協議することは考えられる。
【通知第四－２－（２）－④】
- (4) 総合教育会議において、協議し、調整する対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものであり、少しでも経常費を支出していれば、日常の学校運営に関する些細なことまで総合教育会議において協議・調整できるという趣旨ではない。 【通知第四－２－（２）－⑤】
- (5) 調整のついていない事項の執行については、町長及び教育委員会それぞれがはんだんするものである。 【通知第四－２－（４）】

9. 用語について

- (1) 「調整」とは、町長の権限に属する事務と教育委員会の権限に属する事務との調和を図ること
- (2) 「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの